

消費税軽減税率制度説明会

軽減税率対策補助金 セミナー

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

受講
無料

内容

- (1) 消費税の軽減税率制度について
- (2) 軽減税率対策補助金について



※軽減税率対策補助金とは？

中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合に、申請によりその経費の一部を補助する制度です。
なお、申請の受付期間は、2019年6月28日までです。

日時

2018年 2月 26日(月) 14:00～15:40

場所

七尾商工会議所
2階ホール

講師

(1) 七尾税務署職員
(2) 中小企業診断士 竹内 真一 氏

申込方法 ▶ 下記、受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはお電話にてお申し込み下さい。

お申込み先

七尾商工会議所 TEL: 54-8888 FAX: 54-8811

FAX送信先: 54-8811

受講申込書 ※切り取らずにこのままFAXして下さい。

2018年 月 日

事業所名		業 種	建設・製造・小売・卸売・サービス・その他
所在地	〒 -	TEL ()	FAX ()
受講者名	①	②	③

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本説明会開催における本人確認、参加者申込書作成及び講習会に関する連絡の目的のみ使用致します。